

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第11号

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則等の一部を改正する規則

(岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第1条 岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年岩手県規則第78号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付けの申請等)</p> <p>第6条 申請者は、別に定める様式による沿岸漁業改善資金貸付申請書(以下「貸付申請書」という。)に別に定める様式による事業計画書その他知事が必要と認める書類を添えて、当該申請者の住所地(団体にあつては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。)をその地区内に含む水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合で、第12条第2項の規定により<u>岩手県信用漁業協同組合連合会</u>(以下「<u>県信漁連</u>」という。)から貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの(以下「<u>経由漁協</u>」という。)(当該住所地在その地区内に含む<u>経由漁協</u>がない場合にあつては、<u>県信漁連</u>。以下「<u>委託事務処理機関</u>」という。)を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、申請者に通知するとともに、その旨を<u>経由漁協</u>、<u>県信漁連</u>及び所管する局長(<u>県信漁連</u>を経由して貸付申請書を受理した場合にあつては、<u>県信漁連</u>及び所管する局長)に通知するものとする。貸付けをしない旨の決定を行ったときも、同様とする。</p> <p>(借用証書)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第6条第4項の規定により貸付申請書を提出させた場合にあつては、前項の借用証書を<u>県信漁連</u>を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>(支払猶予の決定)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、当該支払猶予申請者に通知するとともに、その旨を<u>経由漁協</u>、<u>県信漁連</u>及び所管する局長(<u>県信漁連</u>を経由して貸付申請書を受理した場合にあつては、<u>県信漁連</u>及び所管する局長</p>	<p>(貸付けの申請等)</p> <p>第6条 申請者は、別に定める様式による沿岸漁業改善資金貸付申請書(以下「貸付申請書」という。)に別に定める様式による事業計画書その他知事が必要と認める書類を添えて、当該申請者の住所地(団体にあつては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。)をその地区内に含む水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合で、第12条第2項の規定により<u>東日本信用漁業協同組合連合会</u>(以下「<u>信漁連</u>」という。)から貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの(以下「<u>経由漁協</u>」という。)(当該住所地在その地区内に含む<u>経由漁協</u>がない場合にあつては、<u>信漁連</u>。以下「<u>委託事務処理機関</u>」という。)を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、申請者に通知するとともに、その旨を<u>経由漁協</u>、<u>信漁連</u>及び所管する局長(<u>信漁連</u>を経由して貸付申請書を受理した場合にあつては、<u>信漁連</u>及び所管する局長)に通知するものとする。貸付けをしない旨の決定を行ったときも、同様とする。</p> <p>(借用証書)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第6条第4項の規定により貸付申請書を提出させた場合にあつては、前項の借用証書を<u>信漁連</u>を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>(支払猶予の決定)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、当該支払猶予申請者に通知するとともに、その旨を<u>経由漁協</u>、<u>信漁連</u>及び所管する局長(<u>信漁連</u>を経由して貸付申請書を受理した場合にあつては、<u>信漁連</u>及び所管する局長)に通</p>

<p>)に通知するものとする。支払猶予をしない旨の決定を行ったときも、同様とする。</p> <p>(貸付事務の委託)</p> <p>第12条 知事は、貸付けに係る事務(貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。)の一部を<u>県信漁連</u>に委託することができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき委託を受けた<u>県信漁連</u>は、その事務の一部を水産業協同組合法第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合に委託することができる。</p>	<p>知するものとする。支払猶予をしない旨の決定を行ったときも、同様とする。</p> <p>(貸付事務の委託)</p> <p>第12条 知事は、貸付けに係る事務(貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。)の一部を<u>信漁連</u>に委託することができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき委託を受けた<u>信漁連</u>は、その事務の一部を水産業協同組合法第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合に委託することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(定置網復旧関連資金利子補給規則の一部改正)

第2条 定置網復旧関連資金利子補給規則(平成18年岩手県規則第144号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 融資機関 <u>岩手県信用漁業協同組合連合会</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 融資機関 <u>東日本信用漁業協同組合連合会</u>をいう。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(東日本大震災漁業経営復興特別資金利子補給規則の一部改正)

第3条 東日本大震災漁業経営復興特別資金利子補給規則(平成23年岩手県規則第74号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 融資機関 <u>岩手県信用漁業協同組合連合会</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 融資機関 <u>東日本信用漁業協同組合連合会</u>をいう。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。